

報告事項（３）

平成 16 年 7 月 23 日

日本公認会計士協会からの報告 「退職給付会計に関する実務指針」（中間報告）の見直しについて

退職給付信託の信託財産の返還の処理の明確化について

1．実務指針見直しの趣旨

退職給付信託についての会計処理は、実務指針において、その考え方および会計処理を示しており、現在、株式の時価の上昇により、年金制度において超過積立の状況が発生する事例も見受けられる。こうした状況において、退職給付信託が超過積立の状況となり、事業主に超過分が返還された場合にその信託財産の返還を認識することができるかどうかを含め、その会計処理方法について実務指針の解釈を明らかにすることとしたい。

なお、退職給付信託は、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」で規定されているものではなく、実務指針において示されているものであることから、実務指針の解釈として当協会で検討することが適当であると考えられる。

2．検討方法

当協会会計制度委員会の専門委員会において検討を行う。この専門委員会には、企業会計基準委員会及び産業界、年金数理の専門家等をオブザーバーとして招き検討する予定である。

3．公表時期

平成16年9月中間期に間に合うよう平成16年9月上旬公開草案、10月上旬最終版を目処に指針を公表する。

以 上

参考資料

【「退職給付会計に関する実務指針」（中間報告）の関連項目】

年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超える場合の資産の未認識

31. 退職給付会計基準において、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超える場合には、当該超過額を退職給付債務から控除することはできず、前払年金費用とする（退職給付会計基準二 1 ただし書）。他方、年金資産が退職給付債務を超えることとなった原因が「実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生」による場合には、当該超過額を資産及び利益として認識してはならない（注解(注1)1）とある。

年金資産が退職給付債務を超過することとなる原因には、

年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過する場合等、数理計算上の差異の発生による退職給付債務の減少又は年金資産の増加

退職給付水準の引下げによる退職給付債務の減少（過去勤務債務の発生）

年金財政計算による年金掛金が退職給付費用を超過する状態の継続

等が考えられる。

企業年金制度の掛金計算に用いられる財政方式と退職給付費用の計算方式は異なるため、年金資産が退職給付債務を超過する場合の差額（上記）は、経過的に前払年金費用として貸借対照表に計上する。この処理は、企業年金制度の掛金も退職給付費用も、長期間を経て従業員に給付する時点では一致することになるが、その間の相違は掛金と費用の計算方法の違いであるから経過勘定としての前払年金費用とする。

上記のとを原因として、企業年金制度の年金資産が企業年金制度その責任準備金等を超過する場合の超過額は、企業年金その制度上、年金財政計算による年金掛金の減少又は剰余金として企業に返還される場合がある。

注解（注1）では、このような企業年金制度上の超過額が発生する原因となる と については、当該超過が解消するまでは、過去勤務債務又は数理計算上の差異の費用（減額）処理を行うに当たり前払年金費用及び利益として認識しないこととしている。

信託を用いる場合の年金資産

7. 退職給付（退職一時金及び退職年金）目的の信託（以下「退職給付信託」という。）を用いる場合、退職給付に充てるために積み立てる資産は、下記のすべての要件を満たしているときは、前項の年金資産に該当するものとする。

（中略）

信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと

（中略）

ウ. 信託は退職給付に充てる目的で設定されるものであり、信託した資産を事業主の意思により、基本的に、事業主の資産と交換することはできないことが必要である。

なお、退職給付信託は、退職一時金及び退職年金制度における退職給付債務の積立不足額を積み立てるために設定するものであり、資産の信託への拠出時に、退職給付信託財産及び年金資産の合計額が対応する退職給付債務を超える場合には、当該退職給付信託財産は本報告における年金資産として認められないことに留意すべきである。

退職給付信託の資産の入替え

55. 退職給付信託は、退職給付の支払又は他の年金制度への拠出を行うことを目的として設定されるので、事業主との間で現金による入替え又は時価が同等の他の資産との入替えは通常生じないと考えられる。すなわち、退職給付信託に拠出した資産は事業主に返還されないことが基本的な考え方である。つまり、資産の買戻しが行われると、会計上は当該資産の信託設定時における損益は結局実現しなかったことになる。また、現金と入れ換えることは資産の買戻しと同様であり、信託した資産が事業主に戻ることになるので認められない。更に、時価が同等の他の資産との交換については、これを可能とすると、退職給付信託の資産の入替えを理由に、取引の実現が客観的に判断しにくい損益が計上されるという弊害が残ることになりかねない。

ただし、退職給付信託が超過積立の状況となった場合、信託した資産が株式であり当該株式が上場廃止等により流動性がなくなり信託目的を達成できない場合及び買収・合併により年金資産に自己株式が生じるおそれがある場合等、入替えが必要と認められる特別な事由が存在するに到った場合はこの限りではない。